

# 「東京都動物愛護管理推進計画」の概要

## 動物愛護管理法の改正 (H17.6)

国の基本指針に基づく都道府県の計画策定が義務化

## 東京都動物愛護管理審議会答申 (H18.12)

「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について」

## 計画の基本的考え方

### < 計画策定の趣旨 >

動物に関わるすべての人々による、人と動物との調和のとれた共生社会実現に向けて、都が取り組む具体的な計画として策定

### < 性格 >

- 動物愛護管理法第6条及び動物愛護管理条例第2条に基づく計画
- 東京都動物愛護推進総合基本計画（平成15年度策定）を見直し、再構築したもの
- 動物愛護管理に関わる様々な主体の共通の行動指針

### < 期間 >

- 平成19～28年度（5年後を目途に見直し）

### < 基本方針 >

人と動物との調和のとれた共生社会の実現

「家族の一員から地域の一員へ」

動物と地域社会が深くかかわり合い、動物愛護管理の推進と地域コミュニティの活性化が相まって発展していく社会の実現

連携・協働による施策の推進

動物愛護管理に関わる各主体の連携・協働による取組を推進

施策展開の方向

動物愛護管理審議会答申によって提示された5つの主な課題を基本的枠組みとして、従来の計画を見直し、新たな取組を加えて計画化。主な施策には年次計画を設定

## 課題への具体的取組

飼い主

東京都

動物取扱業

### 飼い主の社会的責任の徹底

- 動物病院に対する犬の登録・注射済票交付事務の委託化の促進（手続きの簡便化による実施率の向上）
- 登録や狂犬病予防注射接種を条件としたドッグラン等の施設利用の仕組みづくり
- ドッグランボランティアとの連携による、飼い主同士の交流を通じた普及啓発の実施
- 高齢動物の世話や終末医療への対応など、飼い主責務に関する指針の策定

### 地域特性を踏まえた取組の推進

- 区市町村と動物愛護推進員との連携推進（活動分野別情報の提供等）
- 動物一時預かりの仕組みの構築等、高齢者の動物飼養への支援
- 区市町村、ボランティア等との協働による飼い主のいない猫対策の推進
- 動物教室等、動物愛護推進員と小中学校等との連携による子どもを対象とした普及啓発の推進

### 致死処分数減少への取組

- 動物の譲渡基準及び譲渡対象者の範囲の見直し
- 譲渡ボランティア団体との連携拡大
- 譲渡体験の公開などによる譲渡制度の認知度向上

#### 【10年後の数値目標】

- 引取り数  
平成18年度実績比の半減
- 致死処分数  
平成18年度実績比の55%減
- 犬の返還・譲渡率  
85%以上
- 猫の返還・譲渡率  
10%以上

### 事業者の社会的責任の徹底

- 基準遵守状況の評価の実施と評価に基づく重点監視等、監視の強化
- 優良取扱業のモデルの提示、自主管理点検票を活用した自主管理への取組指導
- 人材養成施設への法令・感染症情報等の提供による支援
- 実験動物の飼養状況調査による実態把握と飼養基準等の周知

### 都民と動物の安全の確保

- 動物由来感染症の対応マニュアル作成、動物病院での発生状況モニタリング等の実施
- 災害時におけるボランティアネットワークの構築
- 特定動物、実験動物等の逸走防止等、災害時対策の徹底
- 区市町村における災害時動物対応マニュアルの整備の推進

動物愛護推進員

区市町村

都民

関係団体・ボランティア

人と動物との調和のとれた共生社会の実現